



島根県報

平成16年 7月20日 (火)
第 1 591 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 1

告 示

島根県立大学の学則の一部改正の届出 (総 務 課) 4

青少年に販売等してはならない図書類 (青少年家庭課) 4

青少年に観覧させてはならない興行 (") 4

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 5

ヨ－ネ病の発生 (畜産振興課) 6

土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) 6

土地改良区の役員の就任及び退任 (") 7

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (") 7

保安林予定森林 (森林整備課) 7

解除予定保安林 (") 8

保安林の指定施業要件の変更 (") 8

公有水面埋立免許の出願 (港湾空港課) 9

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 10

正 誤

平成16年 7月 2 日付け島根県報第1,586号中 (警 察 本 部) 11

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第60号)

1 規則の概要

規定の整理をすることとした。(様式第 8 号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第60号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号その 2 を次のように改める。

様式第 8 号その 2 (第18条関係)

納入通知番号	第 号	年度歳入	農林漁業改善資金特別会計
--------	-----	------	--------------

款	項	目	節	説 明

納入金額	円
------	---

納付目的 林業・木材産業改善資金償還金として

納入期限 年 月 日

納入場所 島根県林業・木材産業改善資金事務委託機関

兼領収証書
納入通知書

様

上記の金額を納付してください。

(注) 違約金は、林業・木材産業改善資金助成法第11条の規定により、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金額につき年12.25%の割合で計算します。

上記の金額を領収しました。

領 収 済 印

島根県知事 氏 名 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第724号

島根県立大学条例施行規則(平成12年島根県規則第42号)第17条第1項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

第53条の次に次の1条を加える。

(卒業の時期)

第53条の2 卒業の時期は、学期の終わりとする。

附 則

この学則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

島根県告示第725号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第6条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成16年7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	図 書 名 称	発行・出版会社名
15916	雑誌	Bejean(ビーゼーン)7月号(vol.129)	英知出版
15917	雑誌	GOKUH(ゴクウ)7月号(No.156)	パウハウス
15918	雑誌	遊びの達人シリーズ10 HOW TO SEX2004	ミリオン出版(株)
15919	雑誌	読者体験告白スペシャルLabian8月号増刊	笠倉出版社

指定の理由

青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

島根県告示第726号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成16年7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	題 名	配 給 会 社 名
10583	映画	白い肌の誘惑 ロシア未亡人	新日本映像
10584	映画	欲求不満な女たち - すけべ三昧 -	オーピー映画
10585	映画	女子大生 恥じらいの喘ぎ	オーピー映画
10586	映画	桃色画報	ニューセレクト
10587	映画	淫乱なる一族 第二章 絶倫の果てに	新東宝映画
10588	映画	こってり奥さん 夫の弟もくわえて	オーピー映画
10589	映画	新日本映像ニュース<白い肌の誘惑 ロシア未亡人>	新日本映像
10590	映画	スキャンダル	松竹
10591	映画	兄貴と俺 燃える菊紋	オーピー映画
10592	映画	乱痴女 美脚フェロモン	オーピー映画
10593	映画	痴漢探偵 ワレメのTRICK	新東宝映画
10594	映画	四十路熟女妻 立たせませ	新日本映像
10595	映画	新日本映像ニュース<四十路熟女妻 立たせませ>	新日本映像
10596	映画	痴漢電車 指使い感じちゃう	オーピー映画
10597	映画	飼育のレズ部屋 - 熟れすぎた恭子 -	新日本映像
10598	映画	絶倫69歳 和服新妻の初夜	新日本映像
10599	映画	新日本映像ニュース<飼育のレズ部屋 - 熟れすぎた恭子 - >	新日本映像
10600	映画	新日本映像ニュース<絶倫69歳 和服新妻の初夜>	新日本映像
10601	映画	食堂のお姉さん - 淫乱にじみ汁 -	オーピー映画
10602	映画	M r s	レジェンドピクチャーズ
10603	映画	人妻・OL・美少女系 悶絶アパート	新東宝映画
10604	映画	人妻の秘密 覗き覗かれ	オーピー映画
10605	映画	べっぴん教師 吐息の愛撫	オーピー映画
10606	映画	団地の奥さん、同窓会に行く	新東宝映画
10607	映画	欲望	光和インターナショナル
10608	映画	お仕置き家庭教師 ノーパン個人授業	新日本映像
10609	映画	親友の恥母 - さかり下半身 -	新日本映像
10610	映画	人妻タクシー 巨乳に乗り込め	オーピー映画
10611	映画	処女花嫁 初めての悦び	オーピー映画
10612	映画	John and Jane doe	パル企画
10613	映画	酔画仙	新日本映画社
10614	映画	くノ一淫法 おっぴろげ桜貝!	オーピー映画
10615	映画	新日本映像ニュース<お仕置き家庭教師 ノーパン個人授業>	新日本映像
10616	映画	新日本映像ニュース<親友の恥母 - さかり下半身 - >	新日本映像

指定の理由

青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

法施行規則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
久岡 隆行	循環器科	県立中央病院	出雲市姫原 4 - 1 - 1	平成16年 7月 6日
奥田 真一	循環器科	県立中央病院	出雲市姫原 4 - 1 - 1	平成16年 7月 6日
磯部 威	内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成16年 7月 6日
花田 智樹	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成16年 7月 6日
橋本 幸直	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成16年 7月 6日
辻 宗史	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成16年 7月 6日
緒方 敦子	リハビリテーション科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成16年 7月 6日
森田 祐司	泌尿器科	公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	平成16年 7月 6日
山口 史朗	泌尿器科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103 - 1	平成16年 7月 6日
瀧川 洋史	神経内科	国立病院機構浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成16年 7月 6日
門脇 秀和	内科	津和野共存病院	鹿足郡津和野町大字森村口141	平成16年 7月 6日

島根県告示第728号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病（患畜）	牛	平成13年 2月26日	1 頭	大田市	平成16年 7月 6日	ホルスタイン、自家産牛

島根県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、静間川沿岸土地改良区の定款変更を平成16年 7月 9日付けで認可した。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

静間川沿岸土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

後藤 武志 大田市川合町吉永980番地

荊尾 孝義 大田市静間町静間857番地 1

監事

橋目 義信 大田市川合町川合1528番地

松本 哲一 大田市長久町稲用479番地

2 就任年月日

平成16年 3月29日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

橋目 義信 大田市川合町川合1528番地

荊尾 孝義 大田市静間町静間857番地 1

監事

後藤 武志 大田市川合町吉永980番地

松本 哲一 大田市長久町稲用479番地

島根県告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
浜田市土地改良区	本郷下地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成16年 6月16日

島根県告示第732号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡赤来町大字井戸谷596 - 5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び赤来町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第733号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 7 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

那賀郡金城町大字小国イ864 - 21（国有林）、邑智郡瑞穂町大字鱒淵3374 - 16から3374 - 20まで、3377 - 11、3378 - 2、3378 - 4、3396 - 8、大字下田所1569 - 419、1569 - 420、1569 - 423、大字原村1519 - 2、大字和田1904 - 2、大字市木6242 - 46、大字上亀谷1085 - 12、大和村大字長藤825 - 1、827 - 9、石見町大字高水2447 - 7 から2447 - 9 まで、2447 - 12、2447 - 13、2447 - 16、2447 - 31、大字日貫4575 - 9、4575 - 10、4575 - 12、4577 - 8、4577 - 9、4577 - 12から4577 - 15まで、羽須美村大字戸河内2491 - 5、2491 - 11、2504 - 2、2505 - 10、飯石郡三刀屋町大字六重934 - 1、934 - 21、934 - 26

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡瑞穂町大字鱒淵3427 - 5、桜江町大字今田540 - 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第734号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 7 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

能義郡広瀬町西比田2163 - 1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第735号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成16年 7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 出願人

島根県 島根県知事 澄田信義

2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡西郷町大字中町字目貫の四61番の地先公有水面。

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ平成15年秋分の満潮位(D.L.+0.534m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 金峯山三等三角点

(北緯36度12分00秒2178 東経133度20分50秒2691)から295度54分05秒1,158.77メートルの地点

②の地点 ①の地点から125度58分15秒35.77メートルの地点

③の地点 ②の地点から198度18分55秒140.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から288度19分05秒34.64メートルの地点

ウ 面積

4,997.36m²

(2) 埋立に関する工事の施工区域

ア 位置

隠岐郡西郷町大字中町目貫の61番及び同町大字東町字宇屋下101番21,101番1の地内並びにそれらの地先公有水面。

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とWの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 金峯山三等三角点

(北緯36度12分00秒2178 東経133度20分50秒2691)から298度46分26秒1,178.01メートルの地点

Bの地点 Aの地点から124度00分17秒84.53メートルの地点

Cの地点 Bの地点から160度26分15秒12.50メートルの地点

Dの地点 Cの地点から124度06分55秒69.06メートルの地点

Eの地点 Dの地点から108度18分55秒28.64メートルの地点

Fの地点 Eの地点から198度18分55秒255.24メートルの地点
Gの地点 Fの地点から288度18分55秒203.87メートルの地点
Hの地点 Gの地点から24度22分58秒9.71メートルの地点
Iの地点 Hの地点から23度40分35秒5.50メートルの地点
Jの地点 Iの地点から23度30分09秒81.80メートルの地点
Kの地点 Jの地点から23度20分13秒15.17メートルの地点
Lの地点 Kの地点から23度26分52秒14.47メートルの地点
Mの地点 Lの地点から20度59分30秒9.07メートルの地点
Nの地点 Mの地点から18度34分40秒3.80メートルの地点
Oの地点 Nの地点から18度28分39秒4.23メートルの地点
Pの地点 Oの地点から16度20分44秒9.63メートルの地点
Qの地点 Pの地点から14度37分49秒7.48メートルの地点
Rの地点 Qの地点から12度39分21秒15.61メートルの地点
Sの地点 Rの地点から12度44分46秒10.56メートルの地点
Tの地点 Sの地点から12度41分32秒17.07メートルの地点
Uの地点 Tの地点から9度57分36秒9.08メートルの地点
Vの地点 Uの地点から6度39分44秒1.05メートルの地点
Wの地点 Vの地点から108度29分19秒14.00メートルの地点

ウ 面積

53,695.64㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願の年月日

平成16年7月8日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局及び西郷町役場

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 国際交流フラワー21

3 代表者の氏名

石橋佳昌

4 主たる事務所の所在地

出雲市西新町1丁目2453番5号

5 定款に記載された目的

この法人は、花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子

どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

正

誤

平成16年 7 月 2 日付け島根県報第1,586号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	31	8 月 9 日 (月)	9 月 14 日 (火)
11	37	0852 - 1 - 6110	0852 - 31 - 6110

